

平成26年 第11回 定例

摂津市教育委員会会議録

開催日時 平成26年11月19日(水) 午後2時00分開会
午後4時20分閉会

開催場所 摂津市役所 本館3階 301会議室

付議事件

議案番号	件名	審議結果
57	「摂津市教育委員会事務局職員の人事異動の件」	承認
58	「平成26年度一般会計補正予算第3号原案承認の件」	承認
59	「平成27年度歳入歳出予算(政策経費)要求原案承認の件」	承認
60	「摂津市放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準を定める条例原案承認の件」	承認
61	「摂津市立学童保育室条例の一部を改正する条例原案承認の件」	承認
62	「摂津市立児童発達支援センター条例の一部を改正する条例原案承認の件」	承認
63	「摂津市立子育て総合支援センターの施設の使用に関する条例原案承認の件」	承認

出席者

委員 長	大矢優子	次世代育成部次長		総務課長代理	鈴木誠
委員長職務代理者	福元実	兼教育センター所長	若狭孝太郎	子育て支援課長代理	高田邦明
委員	齊藤公男	総務課長	溝口哲也	生涯学習課長代理	
委員	山手知栄子	子育て支援課長	木下伸記	兼安威川公民館長	伊部貴雄
教育 育 長	箸尾谷知也	次世代育成部参事		総務課主査	池田智子
		兼こども教育課長	小林寿弘		
教育総務部長	山本和憲	学校教育課長	荒木智雄		
次世代育成部長	登阪弘	学校教育課参事			
生涯学習部長	宮部善隆	兼課長代理	野本憲宏		
		教育支援課長	撰田裕美		
		生涯学習課長	柳瀬哲宏		
		文化スポーツ課長	辻稔秀		

委員長	<p>ただいまより、平成26年第11回教育委員会定例会を開催いたします。本日の署名委員は福元委員長職務代理者ですので、よろしくをお願いします。</p> <p>本日の付議事件は7件、報告事項は5件です。それでは、議案第57号「摂津市教育委員会事務局職員の人事異動の件」について、総務課長より説明をお願いいたします。</p>
総務課長	<p>議案第57号「摂津市教育委員会事務局職員の人事異動の件」につきまして、ご報告申し上げ承認を求めるものです。</p> <p>【以下、議案書により説明】</p>
委員長	<p>説明が終わりましたが、ご意見・ご質問等はない様子ですので、議案第57号「摂津市教育委員会事務局職員の人事異動の件」は、承認いたします。</p> <p>続きまして、議案第58号「平成26年度一般会計補正予算第3号原案承認の件」について、子育て支援課長、こども教育課長、総務課長より説明をお願いします。</p>
子育て支援課長	<p>議案第58号「平成26年度一般会計補正予算第3号原案承認の件」の子育て支援課所管分につきまして、ご説明申し上げ承認を求めるものです。</p> <p>【以下、議案書により説明】</p>
こども教育課長	<p>続きまして議案第58号「平成26年度一般会計補正予算第3号原案承認の件」のこども教育課所管分につきまして、ご説明申し上げ承認を求めるものです。</p> <p>【以下、議案書により説明】</p>
総務課長	<p>続きまして議案第58号「平成26年度一般会計補正予算第3号原案承認の件」の総務課所管分につきまして、ご説明申し上げ承認を求めるものです。</p>

【以下、議案書により説明】

- 委員長 説明が終わりましたが、ご意見等はございますか。
1つ目の児童発達支援事業ですが、市の負担は1/4ですよね。
- 子育て支援課長 そのとおりでございます。
- 教育長 児童発達支援事業は具体的にどのような内容なのか説明してください。
- 子育て支援課長 児童福祉法に基づく通所支援ですが、まず未就学児にかかる児童発達支援事業があり、日常生活における基本的な動作の指導であったり、技能の習得を目的としております。また医療型の児童発達支援事業については、主に肢体不自由のある方についての支援を提供しているものでございます。次に、就学児以降の方へのサービスでは、放課後等デイサービスという事業がございます。ここ数年非常に増えている事業でございます。さらに本年度から始めました保育所等訪問支援という事業は、保育所・幼稚園等に通っている方に、集団生活の適応のための専門的な支援の個別指導や、保育所・幼稚園等への指導を行っているものでございます。また、計画の策定というものがございまして、相談支援として実施しております。以上が主な実施事業の内容でございます。
- 委員長 最初にご説明のあった未就学児の支援というのは、つくし園・めばえ園のことでしょうか。
- 子育て支援課長 未就学児の児童発達支援事業については、現在市内ではつくし園で実施しております。その他事業所でも行っておりますが、利用者はつくし園が一番多い状況です
- 委員長 つくし園に通所するためのお金を補助するものでしょうか。
- 子育て支援課長 今回補正をお願いしておりますのは、全体的な予算の計上となっておりますので、つくし園の通所に限ったものではございません。

教育長	みなみせんりおか保育園の分園の債務負担行為について、どのような内容を想定しているのか説明してください。
こども教育課長	みなみせんりおか保育園の分園の場所は、学園町1丁目で三宅柳田小学校の道路を挟んで斜め向かいのマンションの1階となります。今予定しておりますのは、定員は20名程度で0～2歳を中心として受け入れをするものです。将来的にはもう少し人数を増やした運営をしたいという意向をお聞きしております。
教育長	本市の課題である0歳、1歳、2歳の待機児童の解消に一定の寄与をしていただけるのではないかとということで、来年度開園ですので、予算は来年度になりますが、現時点で債務負担行為として議会に上程し、議決をいただければこの形で進めていきたいというものです。
委員長	耐震補強工事ですが、別府小学校に何度か訪問していますが、渡り廊下の部分からすぐ外に出られる箇所が上階にありますよね。今のところ事故はないのですが、子どもが落ちる可能性があります。その箇所は今回の大規模改修の中に含まれるのでしょうか。
委員長職務代理者	外廊下から下足室の上の部分に出られる形状になっているところですね。
総務課長	ご指摘いただいた部分につきましては、今回の大規模改修計画には含まれておりません。
委員長	確かに今までは事故はなかったのですが、やはり危険だと思います。
教育長	その件について、学校からの要望は出ていますか。
総務課長	学校から危険な箇所等についての修繕要望がありましたら、緊急性もあるものも含めまして対応をしております。しかし、今回の大規模改修工事の中には含まれていないということでございます。

教育長 別府小学校にもう一度確認いたします。

委員長 お願いします。
それでは他にご質問がございませんので、議案第58号「平成26年度一般会計補正予算第3号原案承認の件」は承認といたします。
続きまして、議案第59号「平成27年度歳入歳出予算（政策経費）要求原案承認の件」について、総務課長より順に各課、説明をお願いします。

総務課長 議案第59号「平成27年度歳入歳出予算（政策経費）要求原案承認の件」につきまして、ご説明申し上げ承認を求めるものです

【以下、議案書により説明】
【順次各課、議案書により説明】

委員長 説明が終わりましたが、ご意見等はございますか。

教育総務部長 全体的なことについて補足させていただきます。委員の皆様もご存じとは思いますが、年内に、財政予算を担当しております総務部の部長査定に臨みます。その後、年明けに副市長・市長査定を経て平成27年第1回市議会の議決を得まして、予算の成立となります。一つでも多くの事業予算をいただけるように努力したいと思っております。
また、25ページの小学校耐震補強等工事と中学校耐震補強等工事を債務負担ということで説明いたしました。これは、毎年国で補正予算を組みますのでそちらに合わせたものでございます。今年度も補正予算を組みそうだというマスコミの報道もございますが、場合によりましては、27年度の当初予算という形になるかもしれませんので、その場合はまたご説明をさせていただきます。
現時点で財政担当が数字を積み上げている資料によりますと、平成26年度の当初予算より35億6千万円増の予算要求が出ているということでございますので、これから要求内容について精査するということとなります。教育委員会の予算は民生費と教育費でして、教育費の大半が教育委員会の予算となっております。民生費に

については保健福祉部所管の部分もありますので、詳細についてはご説明できかねるところもございますが、教育費については平成26年度当初予算と比較して、現時点で約22億円の増の要求をしております。その大半は小中学校の耐震補強等工事費で、約17億円から18億円となっております。それ以外は、先程、柳瀬生涯学習課長からも説明がありましたが、公民館の工事等でございます。それに加え、ソフト事業の要求もさせていただきます。

委員長職務代理者

学校教育課に係る2点と、教育支援課に係る2点の質問があります。1点目は、学校教育課の学力向上推進事業についてですが、小学2年生以上が対象とのことですが、具体的にもう少し詳しく説明してください。2点目は、同じく学校教育課の中学校の学力向上支援員の1名増についてですが、これはどのような方を想定されているのか教えてください。3点目は、教育支援課の教育相談事業ですが、専門的な資格を持った方を更に増やすということで、これはカウンセラーなのか、あるいは別の方なのかを教えてください。4点目は、教育支援課の支援教育相談員配置事業ですが、支援教育について専門的な知識を有するということだと思っておりますが、どのような方を想定していますか。以上4点をお願いします。

学校教育課長

1点目の学力定着度調査については、現在小学2年生の年度当初にシユアスタート調査というものを行っておりますが、これを2年生から6年生の学年で12月頃に国語と算数で実施したいと考えております。今授業で行っている内容のチェック、単元テスト等は当然行っておりますが、全国学力・学習状況等調査に見られますように、今まで習ったことの全てを含めてどのくらいしっかりと定着しているかということは、今まで習ったことを反復して練習しなければなりません。そのような復習を学校でしっかり取り組んだ上で、学力調査を行って、その時点でどこまで定着しているのか、どこができていないのかという課題を明らかにし、更に補充の学習をするというPDCAのサイクルを毎年1回確認していきたいと考えております。またそれに加えて、各学年の課題というものは常に分析して学年が上がっても継承していくということと、経年の比較や変化の分析をしたいと思っておりますので、学力調査と学習状況の調査を行いたいと考えております。

2点目の学力向上支援員につきましては、教員免許を持った人物をサポートとして配置することを考えております。中学校への配置ですので、教員免許も教科が限定されてしまいますので、少しでも異なる多くの教科の免許を持つ者が配置できればと考えておりますので、増員を図るものでございます。

教育支援課長

3点目の教育相談事業に係ります相談員ですが、臨床心理士あるいは臨床発達心理士、もしくはカウンセラーでございます。今年度の機構改革に伴い相談員が減になりましたので、その分、現行の相談員1名体制から2名体制へと拡充するものでございます。

4点目の支援教育相談員は、教員免許あるいは特別支援教育の免許を持っている方で、支援学級等での指導の経験を有する方を配置したいと考えております。

委員長職務代理者

学校教育課の学力向上推進事業ですが、定着度テストは小学校だけですね。中学校は考えておられないのですか。

学校教育課長

はい、中学校は今年度が試行ですが、1月に中学1年生と2年生に大阪府のチャレンジテストというものが始まります。来年度から正式開始でございますが、このテストを活用して分析や現状把握に努めたいと思います。なお、調査にはその調査目的がございますが、日々の課題の復習や、勉強することは将来に役立つということなどを伝えることを含めまして、勉強する意欲を高める大きな流れを作るということの一環として調査を行いたいと思います。

委員長

文化スポーツ課の事業についてですが、吹田市公社の跡地に体育館ができるとありますが、これはその前段に記述のある総合体育館とは別のものでしょうか。総合体育館は別の予定地があるのでしょうか。

文化スポーツ課長

総合体育館の建設につきましては、建設場所も含めまして基本構想の策定委員会の中でご議論いただく予定でございます。また、体育施設維持管理事業の吹田市公社跡地の件は、体育館とは関係ございません。主にグラウンドの整備または屋外でスポーツのできる施設を整備したいと考えております。

委員長	体育施設器具更新事業の中にバスケットボール関係の予算要求がありますが、設備としては屋外のものでしょうか。
文化スポーツ課長	主なものとしたしまして、吹田公社跡地の整備に係る工事の負担分をご説明いたしましたが、その他にも、体育施設の修繕に係るものですか、バスケットボールのルール変更に伴いましてタイマー関係の整備を行うことを考えております。
委員長	別の事業なのですね。
文化スポーツ課長	そのとおりでございます。
委員長	ありがとうございます。ところで、こちらで挙げている予算すべては通らないのですよね。
教育長	先程教育総務部長から説明がありましたように、今の段階では昨年度に比べてかなり増額しておりますが、ぜひ頑張りたいと考えております。
委員長	他にご意見・ご質問等がございませんので、議案第59号「平成27年度歳入歳出予算（政策経費）要求原案承認の件」は、承認いたします。 続きまして、議案第60号「摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例原案承認の件」について、子育て支援課長より説明をお願いします。
子育て支援課長	議案第60号「摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例原案承認の件」につきまして、ご説明申し上げ承認を求めるものです。 【以下、議案書により説明】
委員長	説明が終わりましたが、ご意見等はございますか。
山手委員	今回法律によって作られた条例は、ほぼ国の基準に沿っています

が、現状の学童保育とはどのように違うのでしょうか。

子育て支援課長　　これまでは、このような定めは特にはありませんでした。ご説明いたしましたように、国では拘束力のないガイドラインというものがあありますが、努力義務でしたので、このガイドラインのとおりでないものもありました。これまでなかった定めを設けることで、質・量ともに全体として定めていく流れになっております。例えば、非常災害対策や職員の技術能力向上については、今までは努力義務となっていました、条文として挙げていることで必須となりますので、それを意識しながら運営していくということになります。

山手委員　　違いの中でも記載のある人数についてですが、経過措置の部分を詳しくご説明ください。敢えて国の基準に合せていない理由と、現状は国基準の40人より多いのか少ないのかを知りたいです。

子育て支援課長　　クラスの人数ですが、現在は70人を目安としており、71人になると2クラスで運営することになっています。国の基準はおおむね40人ということですが、このとおりのクラスの設置を行いますと、指導員の配置が増加します。補助金の体系が40人クラスの配置に合わせたものになるかということが不明でして、かなりの財政負担となる可能性があります。そのため規則の中で経過措置を設けて、敢えて国基準にしないかたちにしております。

山手委員　　経過措置の当分の間というのは、財源の関係で具体的にはわからないということでしょうか。

子育て支援課長　　先程申し上げましたとおり、補助金の体系が不明ということがございますので、それが示されてきた場合については、ここの条文については何らかの改正が必要と考えております。これについては財政当局とも相談しながら進めていきたいと考えております。

教育総務部長　　当分の間という分かりにくい表現であることをお詫び申し上げます。経過措置を設ける場合は当分の間という文言をよく使用いたしますが、先程木下子育て支援課長が申し上げましたとおり、補助体系が決まっておれば、場合によってはこのような経過措置を設け

る必要がないのではという、われわれの思いもございませぬ。ただ、歳入の内訳が決まっておらず、現時点での歳入ベースで考えますと、1クラス70人での体系になっております。このため、現時点では70人で1クラス、71人以上になりますと2クラスに分けるということになっております。職員は、子ども20人程を目途に1名の職員を配置しております。今のご提案を受けまして、経過措置の文言につきましては、当分の間ではなくて期間を設けるということも検討いたします。期間についての検討材料としまして、第2項の部分には平成32年3月31日という研修期間がございませぬので、こちらが一つの目安ではないかと考えますが、当分の間ということでご提案しておりますので、5年間または、平成32年3月31日といった目安についての文言修正をするように検討させていただきます。

齊藤委員 教育総務部長のご説明で“当分の間”の意味について理解できましたが、国の補助体系が明確になれば、経過措置は直ちに削除されるとの理解でよろしいでしょうか。

教育総務部長 担当といたしましても、国の補助体系が示されればこのような経過措置は不要と考えております。そのような状況になれば、この文言については削除なりの修正をご提案させていただきます。

齊藤委員 国の補助体系が適用されれば、附則第3項はどのような手続きで削除されるのでしょうか。

教育総務部長 削除になりますと手続き上、市議会に条例の改正案を上程いたしますので、その前に教育委員会にも挙げましてご審議いただくということになります。

委員長 国の基準と補助金体系に今のところ整合性がないということでしょうか。

教育総務部長 今のところ、委員長のご発言のように事務局は考えております。職員の職務体制やクラスの体制については基準が示されておりますが、それに伴う財源措置については国のほうから示されていない

状況でございます。正式に示されれば、補助体系についての正式な通知があるものと考えております。ただし、現時点では通知は何もありません。

委員長 市単費で負担するのではなくて、国の補助金を待つということですね。

教育総務部長 そのとおりでございます。先程もご説明申し上げましたが、多大な財政の要求をしている中で、市の単独財源で職員増の部分を賄うのは厳しい状況でございます。ただし、現行の職員配置等の体制については保持していきたいと考えております。

委員長 33ページの放課後児童健全育成事業等の一般原則についてですが、どのような子どもが支援を受けるのかというところで、第6条に、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働者等であって昼間家庭にいない、ということになっていますが、学童保育室に入室するには必ず親が働いていなければならないという要件はそのままでしょうか。子ども・子育て会議では、障害児については親がこの要件に該当しなくても入室させてほしいというご意見もありましたが、今回それは認めていないということでしょうか。

子育て支援課長 現在考えておりますのは労働等ということで、保護者の仕事や病気等で子どもの養育ができない場合でございます。従いまして、子ども本人に障害があるという理由のみでの入室は今のところは難しいという状況でございます。

委員長 子ども・子育て会議でのご意見もありますので、ご検討をお願いします。

教育長 先ほどのクラスの人数の件で、私からご説明させていただきたいのは、今の状況が決して劣悪ではないということです。国は40人で2名の職員配置とあり、市のほうも同じ配置をしておりますし、市は70名で4名の配置をしております。1クラス70人だから2名の職員配置というわけではございませんので、この点をご理解い

ただきたいと思います。

こちらについては修正等が今後ありますが、それについては私に一任させていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

全委員

お任せします。

委員長

それでは、議案第60号「摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例原案承認の件」は、承認いたします。

続きまして、議案第61号「摂津市立学童保育室条例の一部を改正する条例原案承認の件」について、子育て支援課長より説明をお願いします。

子育て支援課長

議案第61号「摂津市立学童保育室条例の一部を改正する条例原案承認の件」につきまして、ご説明申し上げ承認を求めるものです。

【以下、議案書により説明】

委員長

説明が終わりましたが、ご意見等はございますか。

特にご意見・ご質問等がございませんので、議案第61号「摂津市立学童保育室条例の一部を改正する条例原案承認の件」は、承認いたします。

続きまして、議案第62号「摂津市立児童発達支援センター条例の一部を改正する条例原案承認の件」について、子育て支援課長より説明をお願いします。

子育て支援課長

議案第62号「摂津市立児童発達支援センター条例の一部を改正する条例原案承認の件」につきまして、ご説明申し上げ承認を求めるものです。

【以下、議案書により説明】

委員長

説明が終わりましたが、ご意見等はございますか。

特にご意見・ご質問等がございませんので、議案第62号「摂津市立児童発達支援センター条例の一部を改正する条例原案承認の

件」は、承認いたします。

続きまして、議案第63号「摂津市立子育て総合支援センターの施設の使用に関する条例原案承認の件」について、こども教育課長より説明をお願いします。

こども教育課長 議案第63号「摂津市立子育て総合支援センターの施設の使用に関する条例原案承認の件」につきまして、ご説明申し上げ承認を求めます。

【以下、議案書により説明】

こども教育課長 引き続き、報告事項（2）摂津市立子育て総合支援センターの施設の使用に関する条例施行規則制定についても、ご説明してよろしいでしょうか。

委員長 お願いします。

こども教育課長 [摂津市立子育て総合支援センターの施設の使用に関する条例施行規則制定について説明]

委員長 説明が終わりましたが、ご意見等はございますか。
先程、規則については三宅スポーツセンターの時と内容的には変わらないというご説明がありましたが、大きな違いは使用時間だけでしょうか。

こども教育課長 使用時間は従前でしたら午前9時から午後9時まで開放しておりましたが、保育所である子育て総合支援センターの遊戯室という位置付けになりますので、午前中については月曜から土曜日まで保育所で使用させていただきます。従いまして、開放は午後1時から午後9時までとなります。

委員長 その部分が大きく変更した点ですね。

こども教育課長 そのとおりでございます。

委員長	使用料は従前と同じでしょうか。
こども教育課長	はい、使用料については従前と同じです。また、減免の要件についても従前と同じでございます。
委員長	<p>他にご意見・ご質問等がございませんので、議案第63号「摂津市立子育て総合支援センターの施設の使用に関する条例原案承認の件」は、承認いたします。</p> <p>続きまして、報告事項（1）事業実施に伴う奨励援助の件について、総務課長より説明をお願いします。</p>
総務課長	[事業実施に伴う奨励援助の件について説明]
委員長	<p>説明が終わりましたが、何かご質問・ご意見はございますか。</p> <p>最初の、第40次摂津市教育研究集会は授業時間後に学校の先生方が集まるものですか。</p>
学校教育課長	そのとおりでございます。
委員長	<p>他にご質問等がございませんので、次に進みます。報告事項（2）は先程ご説明いただきましたので、（3）保育所民営化の拡大について、こども教育課長より説明をお願いします。</p>
こども教育課長	[保育所民営化の拡大について説明]
委員長	<p>説明が終わりましたが、何かご質問等はございますか。</p> <p>正雀保育所の民営化を決定するのは教育委員会ですか、それとも市長部局ですか。</p>
こども教育課長	<p>今回の教育委員会で正雀保育所の民営化についてご報告させていただいて、その後市長決裁を経て、市としての方針が決定します。その後、議会及び保護者への説明をさせていただきます。</p>
教育長	<p>そうしますと73ページの表紙には、「摂津市教育委員会」とありますので、摂津市教育委員会が正雀保育所の民営化を決定したよ</p>

うなかたちになっていますね。今のご説明ですと表紙の文言は「摂津市教育委員会」ではなくて「摂津市」になるのでしょうか。と申しますのは、教育委員会で民営化について決定するのでしたらこの案件は付議事件であるべきですし、ご説明のありましたように教育委員会には報告で、決定は市長部局が行うというのであれば、この報告書の73ページの表紙部分に「摂津市教育委員会」とあるのは誤りだと思っております。

こども教育課長 民営化の決定については教育委員会が行うのではなく市長部局で行いますので、教育委員会ではご意見をいただき、民営化についてご理解いただいた後に市長が決定するものでございます。

委員長 それでは、正雀保育所の民営化について私たちが決定することはないのですね。民営化についてストップをかけたり議論するのではなくて、報告を聞いて納得するというのでしょうか。

こども教育課長 前回の教育委員会定例会では、民営化の拡大についての子ども・子育て会議のご意見や検討部会での報告書をご報告させていただきました。今回の教育委員会定例会では子ども・子育て会議からの意見書が出されたことを受けて、最終決定は市の施設ですので市長が行いますが、教育委員会でも正雀保育所の民営化について、施設の老朽化や待機児童の問題等を考えますと妥当であるということをご確認いただければ、それをもちまして起案決裁をさせていただきたいと思っております。

教育長 教育委員会として保育所の民営化は正雀保育所が適当であるという意見を市長に挙げるということになるのでしたら、教育委員会としての議決は必要ではないでしょうか。報告書には11月19日に教育委員会議で保育所民営化について意見書報告、取りまとめと記載しておりますが、いかがでしょうか。教育委員は、前回の教育委員会定例会で、保育所の民営化については聞いておりますが、それが正雀保育所だということは今回初めて聞いたのですが、例えば「正雀保育所の民営化は止めたほうが良いのでは」という意見が出た時はどうするのでしょうか。意見を受けて内容を修正するというのでしょうか。

こども教育課長	修正を行います。
教育長	それでは、この報告書についての議決は不要ということでしょうか。報告事項なのかということが疑問なのですが。
次世代育成部長	摂津市教育委員会事務委任規則というものがございまして、第2条に保育所における保育に関する事務については委員会に委任となっております。また、第3条には協議等という項目がございまして、委員会は前条の規定により委任された事務であっても次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長に協議し、必要な指示を受けなければならないとあり、第1項に事案の内容が特に重要であると認められるときとあります。基本的に今回の件はこの第3条第1項に該当すると考えております。従いまして、これはあくまで事務執行の分野でございまして、教育委員会の議決案件ではなくて、市長と協議をする中で、教育委員会としての一定の考え方の整理をさせていただいて、協議を行い市長に決定していただくものと考えております。確かに報告案件という言い方は少し違和感がありますが、現状の案件の分類では報告案件に入れざるを得ないのではないかと思います。
委員長	中学校給食導入の決定についての時と同様に、このような報告があつて、その後市長部局と協議を行つて、最終的に議案として挙がるということでしょうか。
教育長	最終決定は市長がされるので、教育委員会の議決と市長の決定の二つがあるのはおかしいことになります。教育委員会としてはあくまで意見を述べて、その報告書を市長に挙げて最終決定は市長ということになります。
委員長	教育委員会として正雀保育所を民営化するということが良いかということですよ。
教育長	事務局として、正雀保育所の民営化について議決や承認ではないですが、意思を確認させていただきたいということですので、ご意見があればご発言いただきたいということですよ。

委員長	それでは、内容についてご意見ございますでしょうか。正雀保育所は皆さん学校園所訪問で行きましたね。
委員長職務代理者	正雀保育所を民営化して定員を増やすとのことですが、訪問で見学した限りでは、園庭も狭いし子どもの状況も過密ではなかったかと思います。その点は民営化することでどのように解消するのでしょうか。
こども教育課長	正雀保育所は現在定員90名で、2階建ての鉄筋の建物と正面向かって左側に平屋のプレハブの建物がございます。施設的にも効率的な配置を考える中で、保育所の定員や施設のセキュリティー及び保育の質の確保の検討が必要です。この点については民営化における選定委員会で策定する募集要項の中で、詳細について定めていきたいと考えております。
委員長職務代理者	やはり園庭が狭いと思います。
委員長	みなみせんりおか保育園も狭い敷地ですが、園庭等は工夫されています。
委員長職務代理者	現状の園庭では子どもがかわいそうに思います。
山手委員	この資料では平成26年4月現在の正雀保育所の待機児童が38名と記載があり、説明の中で11月現在の待機児童数は約100名とありました。大幅に増えているのですか。
こども教育課長	こちらの資料の数字が古くて申し訳ございません。最新の数字ですと、11月1日現在の待機児童数は117名でございます。例年の傾向ですが年度の途中で待機児童数は増えております。ただし、この117名については現在別の保育園に通われていて転園を希望している方等を除いておりますので、転園希望者等の数を合わせるともう少し増えるものでございます。117名の内訳で多いのは0歳、1歳、2歳の方でして、3歳以降は幼稚園もございますし、保育士の配置によりまして定員に空きが出る園もございますので、例えばみなみせんりおか保育園分園のように、0歳から2歳の保育

の整備を行うことで保育の場所の確保につなげていきたいと考えております。

山手委員 みなみせんりおか保育園が開園した後も117名の待機があるのでしょうか。

こども教育課長 そのとおりでございます。

齊藤委員 民営化の場合、市は事業者に改善等の指導ができるのでしょうか。

こども教育課長 民営化をする場合には保育所民営化事業者選定委員会を設置いたしまして、事業者の募集要項を定めますが、その中の条件として保育所の建て替えや、定員を90名から120名への増員、例えば保育時間の延長などの保育サービスの充実といったものを、どこまで盛り込むのかということを含めて検討いたします。市としても希望の条件を盛り込めればと思っております。

齊藤委員 みなみせんりおか保育園は駅にも近く立地条件は良いと思うのですが、事業者募集の際に応募された法人は少なかったように記憶しております。

こども教育課長 みなみせんりおか保育園は1者から応募がありました。

齊藤委員 みなみせんりおか保育園の場合、応募事業者にとって何か問題と考えられることがあったのでしょうか。今回の正雀保育所の事業者応募への見込みについてはどのようにお考えでしょうか。

こども教育課長 みなみせんりおか保育園はモデルルームの跡地ということで、制約等も多く園庭も工夫して作ってもらいました。また自前の建物ではないので賃貸料が発生します。このような様々な条件があったことから応募が1者だけになったのかと思います。正雀保育所の民営化にあたりましては、現時点ではどのくらいの応募があるのかは見当が付きませんが、市内には多くの社会福祉法人等が保育所を運営されておりますので、募集をかけましたらご応募いただけるのかな

と思っております。

齊藤委員

民営化についての保護者へのご説明の際に、保育環境が現状よりも改善されることをお話しされれば、ご理解いただけるものと思います。

山手委員

民営化しますと、その後の市の財政的負担は発生しますか。みなみせんりおか保育園の場合ですと建物等が市の所有ですよ。正雀保育所は現在土地、建物は市の所有ですが、どうなるのでしょうか。

こども教育課長

現在、正雀保育所の土地は市の所有ですので、民営化後に土地の無償貸与をするのか、それとも有償貸与になるのかは、今後検討させていただきます。また民営化後、子ども・子育て支援新制度の中での施設型給付というものがありますが、こちらはすべて市の負担ではなく、国や府からの歳入がありますので、国、府、市、事業者で負担をしながら保育所を運営していくこととなります。

教育総務部長

現在は担当ではございませんが、みなみせんりおか保育園の募集の際は担当でございましたのでご説明申し上げます。みなみせんりおか保育園の応募は1者と、小林こども教育課長から説明がありましたが、これは園庭の提案を条件に挙げており、園庭の整備に係る費用について市からの補助はないという厳しい内容でしたので、応募が少なかったのではないかと思います。平成16年に公立保育所を一つ民営化しておりますが、その時は複数の法人から応募をいただきました。今回の正雀保育所は、平成16年に民営化募集をした保育所と同様の保育所ですので、複数の応募があるのではと期待しております。

また、山手委員から財源についてのご質問がありましたが、平成16年の民営化の際の記憶では、一般財源化し交付税措置となりました。民間保育園の場合は直接的な補助金を、負担金というかたちで国、府からいただけるので、4,000万円程の財源が市として捻出できました。それによりファミリーサポートセンターや他のサービスが展開できたということもございます。

委員長

過去に民営化した保育園もありますので、そちらを参考に進めて

いただきたいと思います。何よりも保護者が大きな不安を持つと思います。保育園の形態も先生方も変わるということになりますので、子どもを中心に考えた対応をお願いします。

確かに古い施設なので心配な箇所もございます。そちらは解消していただきたいと思います。

それでは他にご意見等がございませんので、続きまして（４）平成26年度10月までの問題行動等の報告について、学校教育課長より説明をお願いします。

学校教育課長 [平成26年度10月までの問題行動等の報告について説明]

委員長 説明が終わりましたが、何かご質問等はございますか。

教育長 83ページの2. いじめの認知件数の表に今回の報告件数が反映されておらず、10月の件数が0になっています。また、3. 対教師暴力の表もご説明では6件でしたが表では5件となっています。これらは誤りですか。

学校教育課長 1. 問題行動件数の表は正しいですが、2. いじめの認知件数及び3. 対教師暴力の表は後程修正いたします。

教育長 後程、修正版を渡すにしても、今修正内容を確認させてください。

学校教育課長 はい、2. いじめの認知件数の表の10月の欄で、小学校3年男が1件、4年男が1件、5年男が1件、6年が男の1件を女の1件にご修正ください。また、3. 対教師暴力の表は中学校2年男子の10月の件数を2件から3件に修正をお願い申し上げます。申し訳ございませんでした。

齊藤委員 今年度からは、各学校のいじめ防止基本方針に基づき、いじめの発見や通報を受けたときは「校内いじめ対策委員会」を開催し、対応方針を決めることが定められています。本報告の事案も実質的にはそれに従っておられるものと思いますが、報告の中に「校内いじめ対策委員会」を含めるのが望ましいのではと考えます。

学校教育課長	次回からの報告には記載いたします。
委員長職務代理者	対教師暴力ですが、D中学校からの報告件数が増えています。かつてB中学校の件数が多いときにサポートチームを派遣して学校を支援し対策を立てたと思うのですが、D中学への支援や対策等はどうなっていますか。
学校教育課長	現在はE中学校と、課題の多い小学校での支援をしております。D中学校でも府のサポートチームやスクールロイヤー制度を含めた支援の取り組みを行います。
委員長職務代理者	現在は具体的な支援の取り組みはまだでしょうか。
学校教育課長	はい、これからでございます。
委員長職務代理者	市単独でサポートチームを組むなども可能と思いますが、いかがでしょうか。
学校教育課長	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを含めましてチームを作る等、前向きに検討いたします。
委員長職務代理者	D中学校からの支援の要望は出ていないのでしょうか。
学校教育課長	現時点では支援の要請はございません。
教育長	各学校は、いじめについても対教師暴力についても、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを中心にチームを組んで、対策会議を開いております。E中学校は件数としては少ないですが大変な状況ですので、昨年B中学校に派遣したような府の弁護士制度を活用したサポートチームを派遣しております。D中学校の対策についても至急検討いたします。実は、対応していただく弁護士についてですが、少年事件の対応で学校に入ってサポートチームとして対応された経験を持っている方が非常に少ないので、同じ弁護士に件数が集中している状況です。しかも学校のサポートは弁護士業務の主ではございませんので、サポートしていただく日程を確

保するのが難しい現状がございます。学校の緊急度の高い順に派遣せざるをえませんが、D中学校についてはできるだけ早い支援の対応をしたいと思います。

委員長

今回の全体的な感想といたしまして、支援学級の児童生徒または支援学級に入室したほうがよいのではないかという子どもが関わっているケースが多いように感じます。支援学級の子どもが増えてきているということもあって件数が増えているということもあると思います。特に対教師暴力については、指導が入りにくいということもありますので、現在も専門家が関わっていますが、その子どもの将来を考えると更に専門的な支援が必要ではないかと思います。

それでは他にご意見等がございませんので、続きまして(5)各課事業日程について、総務課長より説明をお願いします。

総務課長

[各課事業日程について説明]

委員長

説明が終わりましたが、何かご質問等はございますか。

ご質問等がございませんので、これで、本日の案件はすべて終了いたしました。これもちまして本日の定例教育委員会会議を終了いたします。皆様ご苦労様でした。